

骨髄移植ドナー支援事業の開始について

健康推進部健康づくり課

骨髄抹消血幹細胞移植は、白血病・再生不良性貧血などの血液難病に有効な治療法で、骨髄移植による治療を普及させていくため、公益財団法人日本骨髄バンクが主体として骨髄バンク事業を推進しています。

本市においても、骨髄ドナー数を増やし骨髄移植を推進するため、骨髄提供者等に対し助成金を交付する支援事業を開始します。

記

- 1 開始日 平成29年4月1日（土）
- 2 対象者 次に掲げる要件をすべて満たす人を対象者とします。
 - （1）骨髄等の提供を行った日又は最終同意後に骨髄等の提供が中止になった場合は、最終同意をした日に住民登録がある人
 - （2）ドナー休暇制度を設けている企業・団体等に属していない人
 - （3）本市以外の地方公共団体等からの同種同類の助成金等を受けていない人
 - （4）市税の滞納がない人
- 3 助成対象 次に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院を助成対象とします。
 - （1）骨髄等の提供に係る健康診断のための通院
 - （2）自己血貯血又はG-CSF注射のための通院又は入院
 - （3）骨髄等の採取のための入院
 - （4）その他、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院等
- 4 助成金額 助成対象の通院、入院に要した日数1日につき2万円（7日を上限）
- 5 導入理由 骨髄又は抹消血幹細胞を提供するためには、健康診断や骨髄採取など、7日間程度の通院や入院が必要となります。骨髄ドナー休暇制度のない企業で働く人や、自営業の人などの経済的負担を軽減させ、骨髄等の提供者及び骨髄ドナー登録者の増加に繋げるため、助成金を交付し支援を行います。